

依存症対策について

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課 依存症対策推進室

近年の依存症に関する動き

○アルコール依存症

- ・平成26年 6月 「**アルコール健康障害対策基本法**」 施行
* 医療の充実、相談支援等を規定
- ・平成28年 5月 「**アルコール健康障害対策推進基本計画**」 閣議決定
* 相談拠点、専門医療機関の整備、民間団体活動支援等
(令和1・2年度：計画見直しの検討。令和3年度～：第2期計画)

○薬物依存症

- ・平成28年 6月 「**刑法等の一部を改正する法律**」及び「**薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律**」 施行
* 施設内処遇に加え、社会内において更生を促す社会内処遇を実施
- ・平成28年12月 「**再犯の防止等の推進に関する法律**」 施行
* 保健医療サービス及び福祉サービスの提供等を規定
- ・平成29年12月 「**再犯防止推進計画**」 閣議決定
* 治療・支援機関の整備、民間団体活動支援等
- ・平成30年 8月 「**第五次薬物乱用防止五か年戦略**」 決定
* 適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

○ギャンブル等依存症

- ・平成30年10月 「**ギャンブル等依存症対策基本法**」 施行
* 医療提供体制の整備、相談支援等、民間団体活動支援等を規定
- ・平成31年4月 「**ギャンブル等依存症対策推進基本計画**」 閣議決定

○ゲーム障害

- ・令和2年2月 ゲーム依存症対策関係者連絡会議を開催

ギャンブル等依存症対策基本法概要

1 目的

ギャンブル等依存症は、

- ①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
- ②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせているギャンブル等 依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、

→もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

2 定義

ギャンブル等依存症……ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

3 基本理念

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

5 責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を設定

*ギャンブル等依存症問題：ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ① **ギャンブル等依存症対策推進基本計画**：政府に策定義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
- ② **都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**：都道府県に策定の努力義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）

*②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

9 基本的施策

- ① 教育の振興等
- ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
- ③ 医療提供体制の整備
- ④ 相談支援等
- ⑤ 社会復帰の支援
- ⑥ 民間団体の活動に対する支援
- ⑦ 連携協力体制の整備
- ⑧ 人材の確保等
- ⑨ 調査研究の推進等
- ⑩ 実態調査（3年ごと）

10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とする**ギャンブル等依存症対策推進本部**を設置
所掌事務：①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部に、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議**を設置
委員：ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命（20人以内）
所掌事務：本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

※ 施行期日：公布の日から起算して3月を超えない範囲内（平成30年10月5日施行）

※ 検討：① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討

② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討